

第2回産業連関技術会議 議事概要

1 日 時 平成28年9月15日（木）10：00～12：00

2 場 所 総務省第二庁舎6階特別会議室

3 出席者

（座長）清水委員

（委員）宇南山委員、菅委員、筑井委員、良永委員

（審議協力者）今井審議協力者、中村審議協力者

（関係府省庁）内閣府（経済社会総合研究所）、金融庁、総務省（統計局）、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省

（オブザーバー）総務省統計委員会担当室、日本銀行

（事務局）総務省（政策統括官室）

4 議 題

- (1) 研究開発に係る経費の取扱いについて
- (2) 基本価格表示について
- (3) 調整項について
- (4) 産業連関表への要望について
- (5) その他

5 概 要

(1) 研究開発に係る経費の取扱いについて

事務局から、資料1及び資料5に基づき、研究開発（R&D）に係る部門の定義・範囲等、表章方法・推計方法の見直し等について説明がなされた。

本件に関する主な意見等は、次のとおり。

- 研究開発は、現実経済においては、実施時点では各部門の生産構造には直接影響を与えず、蓄積された研究開発が成果を上げて生産活動に反映される時点で、その投入係数に影響を与える。そのため、研究開発をどのようなものとして捉え、それによって内生・外生いずれの部門にどのように影響をあたえるのか整理すべきである。

→ SNAの手法は、インプット時点で資本形成し過去の資本形成を各部門で減耗していくというもので、研究開発の形成や使用の重要性が増している日本経済の実態を反映させる上で適切であると思われる。産業連関表においても、なるべくSNAに合わせるのが良い。

また、研究開発をコスト積み上げによるインプットだけでなくアウトプットで評価することも考えるべき時期に来ており、「経済産業省企業活動基本調査」等により推計することも一案であると思われる。

- SNAの観点から、主に資料5に関連して意見がある。

- ① <見直しイメージ1>について、自然科学研究機関（★★）などは非市場生産者であるから、営業余剰にゼロ以外の値が入ることは不適切と思われる。
- ② 自然科学研究機関（★★）の資本減耗引当については、17年基準のSNAの政府サービス生産者経済活動別分類（電気・ガス・水道業、サービス業及び公務）から言えば政府の研究機関は「サービス業」なので、社会資本に当たらないのではないかと。
- ③ 研究開発の輸出には、使用权の対価を受け取る場合と研究開発の成果物を直接売る場合があるが、ここで述べられているのはどちらの意味であるか。
- ④ 自然科学研究機関（産業）や人文科学研究機関（産業）の「営業余剰」には既に利益額が含まれており、固定資本収益の計上に当たっては整理が必要。
- 国公立、非営利の研究機関が行った研究開発成果は、一種の公共財であり、それをフローの中でどう捉えるかということも課題である。
研究開発は、日本経済が置かれている状況への政策対応としても重要であり、日本再興戦略でも大きなウェイトがあることから、産業連関表に取り入れるべきである。
- 学部における研究開発について、人件費の研究と教育の分割は困難を伴う。特に理系の場合、学部の研究には教育か研究か不明確なものがある。学部で行われている学校教育中の研究開発は分離が難しく、教育部門の見直しは困難ではないか。
従来は理系の学部で行っていたもののうち、産業で役立つ技術や市場で活かせる技術については、産学連携により研究所で行う傾向にある。学部の研究開発は、従来どおりでいいのではないかと。
- 大学では、教育指導を主目的として科学研究費を使うことは認められていない。その意味でも、教育と研究開発を分けるべきであろう。
- 私立大学においては、学内に研究所が作られ、教育事業から分離され研究活動が行われている。したがって、私立大学については、研究所の状況が分かれば研究活動を把握できると思われる。
- 企業内研究開発の輸出入分については、企業内の活動に伴うものであり、「成果の売買」よりも「成果の使用」に係るものではないか。例えば、外国にある企業内研究所の研究成果を使った場合、「使用料」として輸入に計上するという理解であるが、他方で国際収支統計の輸出入の想定は、このような成果の使用については取引がなければ計上されづらいのではないかと。
- 費用を国内から海外に付け替えると、会計ルール上で問題になる。簡単に国内の決算を良くするために、費用を海外の支店や別会社に計上すると輸出になる。
- 科学技術研究調査では、研究費という形で聞いているので、国内・国外の区分けをそのまま厳密には分けていないと思われる。
- 研究開発活動については、アウトプットの中間成果の輸出があってもよいのではないかと。研究開発活動は成果が出るまで時間がかかるため、中間成果の売買もあるという前提でないと、把握しきれないと思われる。

→ BPM6ベースの国際収支統計では、研究開発そのものの輸出入（研究開発サービス）及び研究開発により産み出される使用料（産業財産権等使用料）をそれぞれ別項目として計上している。

○ サービスとしての研究開発の輸出及び過去に産み出した研究開発のストック分の海外への譲渡を、これまでは区別なく取り扱ってきたため、そこにも立ち入った議論が必要ではないか。

→ SNA上で、研究開発のサービス分と過去のストック分の取引が別々に計上されているのであれば、産業連関表上、これらを分離して計上することはできるのではないのか。

→ 今まで一体で捉えてきたので、分離していない。分離するならば、SNAに則して、再度検討することとなろう。

→ 産業連関表の部門上、企業内は企業内研究開発で、自然科学研究機関等は企業外を想定している。一方、国際収支統計は企業内か企業外かというよりも、財産売買か、サービス・使用料の提供かという区分であると認識。産業連関表に利用する場合にはある種の見なしが必要であると思われる。

(2) 基本価格表示について

事務局から、資料2に基づき、基本価格表示について、生産者価格からの除外する対象、基礎資料及び推計資料、表章方法等に関する説明がなされた。

本議題に関する主な意見等は、次のとおり。

○ 資料2の「1 生産者価格から取り除く間接税・経常補助金の対象について」における「(1) 前回試算時の推計方法の概略」と「(2) 消費税の推計について」に関して、イメージとして(2)を先に行って全体の納税額を抑えて、その制約の下に(1)を行うこととなるのか、又は同時に行うのか。

→ 未確定であるが、(2)の推計も、取引基本表の利用、固定資本マトリックスの利用等がありえるため、段階的に行わざるを得ず、データがフルセットで活用できるまでには時間がかかる。(1)については、取引基本表に左右されるので、本格的な推計作業に入れるのは、取引基本表等の策定後になる。推計作業としては、(2)の後に(1)を行うなど、工夫の余地があるだろう。

→ 基本価格表示のそもそもの趣旨は国際比較を可能にすること。基本分類レベルで控除すべき税金を把握することは、国税庁のデータからは困難である。税に関する統計等を踏まえて、基本分類をある程度統合した上で、基本価格表示の産業連関表を作成するべきであろう。

また、そうした基本価格表示により、本当に国際比較が可能なのか等、基本価格表示によるメリットについても本会議で取りまとめたい。事務局は、基本価格の表章形式について、ある程度の中間段階の結論が出たら、委員・審議協力者に伝えてほしい。

(3) 調整項について

事務局から、資料3及び資料5に基づき、今後の調整項の検討事項について説明がなされた。本議題に関する主な意見等は、次のとおり。

○ 間接輸出において商社に還付される還付金50について、資料3の図を見る限り、調整項として計上せざるを得なくなると思われるが、商社部門ではどのような扱いとなるのか。

→ 資料3の図では、商業マージンが0というケースであるが、商業部門の列において、間接税部分に-50が入る。よって概念上は一定の整合性が保たれている。

○ まず、調整項の扱いについては、資料3の2ページ目に記載の表のうち「計上しない」を選択し、削除すべきである。その上で、資料3の図についていえば、商社は1000で転売できるものに対して1050を支払っているが、そのうち50は税の還付分としてメーカーに移転していると捉えられるため、税抜きで1000とすれば済むと思われる。

○ 間接税について、納税と還付を分けることはできないか。自動車の輸出が盛んな地域などでは、間接税部分がマイナス計上されていると聞いたことがある。

→ 消費税については、企業ごとに納付と還付を相殺し、納付が多い場合の実納付額と、還付が多い場合の実還付額について集計結果の提供を受けているが、これらは相殺前の納付総額と還付総額とは異なるものである。従って直接輸出分の分離には限界がある。間接輸出については、還付分を調整項として計上しているため部門別に把握することが可能である。

○ 資料3の2ページ目に、調整項について国内生産額表と同レベルの詳細な把握が困難と記載されているが、どの程度困難であるのかについて、具体的にどの点が、どのような具合で困難であるか整理して示すべきではないか。

○ 調整項の詳細な把握について、輸出したものがどこからきたのかを商社に書いてもらうなど、商社側で情報を取ることはできないのか。

→ 商社全体での輸出額は分かるだろうが、部門ごとは難しいと思われる。

→ 産業連関表で商業部門がどのような製造業部門にサービス提供しているか分かるわけだが、その推計の元となるデータはどうなっているのか。それが整理されていれば、この問題の検討に役立つだろう。

→ 商業マージンの推計については、ヒアリング等も用いて、マクロレベルで生産者価格と購入者価格の推計に資するように精度を保っている。商社のマージン推計と製造業等からの直接輸出額による間接輸出額の基礎資料が別であり整合した推計にはなっていないところが、この問題を複雑化している。

→ 引き続き是非検討してほしい。

(4) 産業連関表への要望について

筑井委員から、資料4-1及び資料4-2に基づき、産業連関表のニーズ、研究者へのヒア

リング等を踏まえた産業連関表への要望について、説明がなされた。

本議題に関する主な意見等は、次のとおり。

- これらの要望について、本会議は政府統計としての産業連関表の推計が目的であり、本会議体及び事務局でどこまで対応できるかについては分からない。日本の産業連関表は、行政サイドで政策立案に資することを目的としており、こうした要望まで対応できてはいない。

民間の研究者が、基本表を端緒として、環境分析、多地域間分析に必要なデータ、パラメータを、独自に作成してきたのが、これまでの経緯である。今回の要望は、研究者のみならず、行政サイドとしても、重要なテーマであるが、政府統計として対応するためには、日本の統計行政の仕組みまで変えることが必要かもしれない。政府統計の場合、政策統括官室が統計委員会を通して提示する議題の中に、統計整備の案件が入れば、検討されると思われる。本日の要望をきっかけとして、そうした働きかけも考えるべきであろう。

→ このような詳細な情報を、LCA（ライフサイクルアセスメント）等、様々な情報発信をしなければならぬ企業が必要としている可能性がある。産業連関表が予想外の使われ方をされているかもしれないので、現状を御確認いただきたい。

→ 30年以上前の話だが、アメリカの大企業が国際戦略のために国際産業連関表を独自で作成していた。商社機能を備えた企業の多くは、国際産業連関表を独自の推計で作成しているが、企業戦略でもあるので、ヒアリングをしても有用な情報をもらうことは難しいかもしれない。

(5) その他

事務局から、資料6に基づき、来年6月に予定される基本要綱取りまとめまでに、第3回及び第4回産業連関技術会議を開催する予定であるとして、両会議の日程、議題について説明がなされた。

本件について、質問はなかった。

以上